

## 新居浜市市政モニター設置要綱

### (目的)

第1条 市政に関する市民の意見等を継続的、系統的に聴取することにより、市政に対する民意を把握し、市政運営の参考に資するとともに、市民の市政への関心を高め、市民参加の促進を図るため、新居浜市市政モニター（以下「市政モニター」という。）を設置する。

### (市政モニターと市の関係)

第2条 市政モニターと市の関係は、市政に関する民間協力者として、市が依頼し、協力を受ける関係とする。

### (職務)

第3条 市政モニターは、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 市政に関するアンケート調査に郵送又はインターネットを利用して回答すること。
- (2) 市が実施する意見交換会及び市政学習会等に参加すること。
- (3) 随時、市政に対する意見、提案等を提出すること。
- (4) その他市政モニターの設置の目的を達成するために市長が必要と認めること。

### (資格)

第4条 市政モニターは、市政に関心を持ち、積極的な協力意思のある者で、募集する年度の4月1日現在において市内に居住する満18歳以上の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 国及び地方公共団体の職員である者
- (2) 国及び地方公共団体の議会の議員など公選の職にある者
- (3) 同一世帯内に既に市政モニターがいる者

### (定数及び募集)

第5条 市政モニターの定数は、200人程度とし、市民からの公募及び各公民館長等からの推薦により募集するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、上記以外の方法により募集することができる。

2 第4条に規定する資格を有する者で、市政モニターに応募又は推薦しようとする者は、新居浜市市政モニター申込書（第1号様式）を市長に提出、又は市が指定するイ

インターネット上の申込フォームより送信することで、次の各号の情報（以下「モニター情報」という。）を届け出なければならない。

- (1) 氏名
  - (2) 性別
  - (3) 年齢
  - (4) 住所
  - (5) 居住地域
  - (6) 電話番号
  - (7) 希望する市政モニターの種類
  - (8) メールアドレス（Eメールモニター希望者のみ）
  - (9) 市政モニター経験の有無
- （委嘱）

第6条 市長は、前条の規定により市政モニターに応募又は推薦された者の中から、性別、年齢、居住地域の比率及び市政モニター経験の有無等を考慮し、第5条に規定する定数の範囲内で、適当と認める者を市政モニターとして委嘱する。

（任期）

第7条 市政モニターの任期は、委嘱した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

（モニター情報の変更）

第8条 市政モニターは、モニター情報に変更があった場合は、速やかに変更内容を市長に届け出なければならない。

（個人情報の取り扱い）

第9条 市長は、市政モニターから収集した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき厳重に管理し、市政モニター制度の実施に係る目的以外には使用しないものとする。

（著作権）

第10条 第3条に規定する職務の遂行により得たアンケート回答や意見等の著作権は、提出した時点で、市に譲渡されるものとする。

（結果の公開）

第11条 市長は、第3条に規定する職務の遂行により得たアンケートの集計結果や意見等について、市政運営の参考資料として活用し、必要に応じてホームページ等で公開する。

2 市長は、前項の公開に当たっては、市政モニターに事前に承諾を得ることを要しない。また、公開に当たり、編集等を行うことができるものとする。

(費用負担)

第12条 市政モニターが第3条に規定する職務を行う上で要する電子メール等の送受信にかかる費用及びインターネット環境の維持費用は、市政モニターの負担とする。

(謝礼)

第13条 市政モニターへの謝礼は、活動実績に基づき、予算の範囲内で支給する。

(禁止行為)

第14条 市政モニターは、次に掲げる行為又はその恐れのある行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法律、条例その他の法令に反する行為

(3) 市政モニター制度の運営を妨げる行為

(4) 不正にアンケート回答を行う行為

(5) 他人になりすます等、虚偽のモニター情報を届け出る行為

(6) 他の市政モニター又は第三者を誹謗中傷する行為

(7) 他の市政モニター又は第三者に不利益を与える行為

(8) その他市長が不相当と認める行為

(委嘱の取消し)

第15条 市長は、市政モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

(1) 辞退の申し出があったとき。

(2) 第3条に規定する職務の遂行ができなくなったとき。

(3) 第4条に規定する資格の要件に該当しなくなったとき。

(4) 第14条に規定する禁止行為を行ったとき。

(5) その他市長が委嘱を取り消す必要があると認めたとき。

(制度内容の変更、中止等)

第16条 市長は、市政モニターの承諾の有無にかかわらず、市政モニター制度について、内容を変更し、又は一時中断、停止若しくは中止することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条に規定する市政モニターの募集に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

## 新居浜市市政モニター申込書

年 月 日

（宛先）新居浜市長

新居浜市市政モニター設置要綱第5条の規定により、 年度新居浜市市政モニターに申し込みます。

フリガナ	
氏 名	
性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
年 齢	歳（ 年4月1日現在）
住 所	郵便番号（〒 - ） 新居浜市 ※マンション・アパート名、部屋番号まで記入してください。
お住まいの地域	<input type="checkbox"/> 新居浜 <input type="checkbox"/> 宮西 <input type="checkbox"/> 金子 <input type="checkbox"/> 金栄 <input type="checkbox"/> 高津 <input type="checkbox"/> 浮島 <input type="checkbox"/> 惣開 <input type="checkbox"/> 若宮 <input type="checkbox"/> 垣生 <input type="checkbox"/> 神郷 <input type="checkbox"/> 多喜浜 <input type="checkbox"/> 大島 <input type="checkbox"/> 泉川 <input type="checkbox"/> 中萩 <input type="checkbox"/> 船木 <input type="checkbox"/> 大生院 <input type="checkbox"/> 角野 <input type="checkbox"/> 別子山
電話番号	（ ）
希望する 市政モニターの種類	<input type="checkbox"/> Eメールモニター <input type="checkbox"/> 郵送モニター
メールアドレス	※Eメールモニターを選択した方は必ず記入してください。
市政モニターの経験	これまでに新居浜市市政モニターの経験がありますか。 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない
市政モニター制度についての 情報をどちらでお知りになり ましたか？ （1つ選んでください）	<input type="checkbox"/> 市公式ホームページ <input type="checkbox"/> 市政だより「にいほま」 <input type="checkbox"/> 市公式フェイスブック <input type="checkbox"/> 市公式ツイッター <input type="checkbox"/> 市役所窓口で聞いて <input type="checkbox"/> 市や地域のイベント・会合で <input type="checkbox"/> 本庁・支所のチラシ <input type="checkbox"/> 公民館・その他施設のチラシ <input type="checkbox"/> 知人、家族から聞いて <input type="checkbox"/> その他（ ）

